

# 盗撮は、

# 犯罪!!



盗撮行為は...**迷惑防止条例違反!!**  
(6月以下の懲役、又は50万円以下の罰金)

兵庫県警察 鉄道警察隊 痴漢被害相談所  
(078)382-0530